

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、」を「定年前再任用短時間勤務職員又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第27条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。